現指定管理者が運用している観覧料の減免等に関する基準

１　堺 アルフォンス・ミュシャ館観覧料　減免基準

（堺市立文化館条例施行規則第５条第８号に基づく基準）

|  |  |
| --- | --- |
| 減免対象者 | 減免額 |
| （１）他市行政関係者等、視察を主な目的とした観覧者 | 全額 |
| （２）堺市又は指定管理者が施策として主（共）催若しくは助成する事業の対象者 | 全額又は２割 |
| （３）堺市又は指定管理者と連携して行う事業であって、且つ広域的な広報宣伝が図られ、集客促進に多大な効果が期待される事業の対象者 |
| （４）堺市又は指定管理者と連携して行う事業であって、且つ広域的な広報宣伝が図られ、堺市の歴史・文化及び堺市立文化館の存在を広くＰＲし、今後の入館及び利用の促進が期待される事業の対象者 |
| （５）前各号に掲げるもののほか、指定管理者において特別の理由があると認める者 | 指定管理者が必要と認める額 |

※上記以外に、堺市立文化館条例施行規則第５条による減免あり。

２　招待券交付基準

|  |
| --- |
| 招待券交付対象者 |
| （１）堺 アルフォンス・ミュシャ館の展示に係る資料の貸与者 |
| （２）堺市又は指定管理者の文化館に関する事業に係る広報宣伝活動について協力をしたと認められる者 |
| （３）堺市又は指定管理者の文化館に関する事業若しくは文化事業に協力をしたと認められる者 |